

「価格転嫁円滑化推進フォーラム」及び「街頭啓発活動」運営業務 企画提案仕様書

1 業務の目的

- ・令和5年2月に官民労13団体で「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結し、この協定の下、価格転嫁の取組を進めてきたが、県が昨年10月に公表したアンケート調査の結果では、コスト全体の価格転嫁率は、40.5%に留まり、特に労務費については33.0%と中小企業の価格転嫁はまだまだ進んでいない。
- ・こうした中、国は、価格転嫁を促進するため、「協議を適切に行わない代金額の決定の禁止」、「運送委託を下請法の対象に追加」などを盛り込んだ「改正下請法」を制定した。
- ・あわせて、2029（令和11）年までの5年間で、日本全体で年1%程度の実質賃金上昇を目標に掲げている。
- ・こうした機をとらえ、業界全体の円滑な価格転嫁の機運をもう一段階高めるため、「価格転嫁円滑化推進フォーラム」と「街頭啓発活動」を実施するもの。もって、「賃金と物価の好循環の実現」を図ることとする。

2 業務の概要

「価格転嫁円滑化推進フォーラム」及び「街頭啓発活動」の企画運営、開催

3 委託期間

契約の日から令和8年1月31日までの期間

4 委託業務に関する留意点

- (1) 受託者は、報告書等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。なお、受託者の作成した報告書等の著作権は県に帰属するものとする。
- (2) 業務の各過程において、県と十分な協議、連携を行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づく、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成28年1月29日福岡県訓令第1号）」に規定された合理的配慮を誠実に行うこととし、その合理的配慮を怠ることによって、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。
- (4) 本業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (5) 本業務に関し、参加者等の個人情報を収集し、保管し、または使用するにあたっては、業務の目的の達成に必要な範囲内で参加者等の個人情報を収集し、かつ、当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、使用すること。
- (6) 委託業務の対象経費は、本事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等）とし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。ただし、以下の経費は対象としない。
 - ① 土地・建物を取得するための経費
 - ② 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
 - ③ 飲食にかかる経費
 - ④ 汎用性があり、目的外使用になりうる物品の購入経費（自動車、パソコン、プリンター等）
 - ⑤ その他、事業との関連が認められない経費

5 開催規模

「価格転嫁円滑化推進フォーラム」の参加者 450名

6 業務内容

(1) 「価格転嫁円滑化推進フォーラム」の企画運営、開催

① 開催日時

令和7年11月予定

② 開催方法

福岡市内で実施予定（会場は県側で選定、ホールでの実施を想定）

③ 対象者

「価格転嫁の円滑化に関する協定」締結13団体（以下「協定締結13団体」という。及び各種業界団体等参加

④ 基本構成（予定）

(I) 講演会

(II) パネルディスカッション

・福岡県の価格転嫁の現状と課題について

※ 進行MC及び手話通訳者の人選については企画提案による。

⑤ 所要時間

90分程度を想定

⑥ 委託業務の内容

(ア) 企画、演出、進行、運営

- ・ 進行MCの選定及び連絡調整（出席依頼、謝金・旅費の支払いを含む）
- ・ 手話通訳者の選定及び連絡調整（出席依頼、謝金・旅費の支払いを含む）
- ・ 講演会講師、パネリストとの連絡調整

※ 出演依頼は福岡県が行うが、連絡調整については依頼する場合がある。

- ・ 進行MC、手話通訳者、講演会講師及びパネリストに対する飲料の提供
- ・ 機材等の確保及び料金の支払い
- ・ 会場への申込及び料金の支払い、会場設営・撤去

※ 会場選定は県で行うが、申込及び料金の支払いは当該委託に含まれる。

※ 会場設営はホールのステージ・客席・受付ブース・控室その他必要な準備が想定される。

- ・ 写真撮影、録画撮影
- ・ 後述の「(3) 運営要領」に基づいて運営すること。

(イ) 参加申込受付・当日受付・集約

- ・ 価格転嫁円滑化フォーラム来場者については事前申し込み制とし、申込受付業務、申込に関する問い合わせ対応業務及び申込者名簿作成業務を行うこと。
- ・ 申込開始から締切までの間、定期的に事前申込者を福岡県に報告すること。
- ・ 後述の「(3) 運営要領」に基づいて当日受付を行うこと。
- ・ 申込者名簿（締切時点）及び参加者名簿（申込者名簿に参加実績追記）の作成、データ（Excel）の納品。

※ 上記報告、名簿納品においてはパスワードを設定するなどセキュリティ対策をとること。

※ Web 申込フォームや QR コード受付システム等の活用を提案することも可能とする。この場合、当該システム（及び必要な回線等）については委託事業

者の責任において完全に利用・管理すること。

(ウ) 参加者アンケートの作成、実施、集計・分析

- ・ 設問については、「価格転嫁円滑化推進フォーラム」の詳細が決定次第、設定する。

(エ) 動画（全体版及び短縮版）の作成

- ※ 配信は当該委託には含まない。
- ※ YouTube に掲載できる形式で作成すること。
- ※ Web 広告に使用する可能性があるため、必要な権利関係の調整（出演者の掲載許諾含む）も併せて実施すること。

(オ) その他運営、開催に必要となる業務

(カ) 実績報告書及び収支精算書の作成

- ※ 実績報告書報告書については、委託業務の実施内容に加え「価格転嫁円滑化推進フォーラム」の内容総括について記載し、成果物一式を添付すること。

(2) 「街頭啓発活動」の企画運営、開催

① 開催日時

令和 7 年 11 月 予定

- ※ 「価格転嫁円滑化フォーラム」に引き続き実施
- ※ 街頭啓発活動にあわせてステージイベントを実施できるよう準備及びイベント終了後直ちに撤収を実施

② 開催方法

福岡市内で実施予定（会場は県側で選定、屋外での実施を想定）

③ 基本構成（予定）

「街頭啓発活動」ステージイベント

(Ⅰ) 協定締結 13 団体代表紹介

(Ⅱ) 集合写真撮影

(Ⅲ) 主催者の挨拶

(Ⅳ) 協定締結 13 団体各代表からの県民への訴え

(Ⅴ) 協定締結 13 団体全代表者による訴え

- ※ 進行MC 及び手話通訳者の人選については企画提案による。

④ 所要時間

60 分程度を想定

⑤ 委託業務の内容

(ア) 企画、演出、進行、運営

- ・ 進行 MC の選定及び連絡調整（出席依頼、謝金・旅費の支払いを含む）
- ・ 手話通訳者の選定及び連絡調整（出席依頼、謝金・旅費の支払いを含む）
- ・ 機材等の確保及び料金の支払い
- ・ 会場への申込及び料金の支払い、会場設営・撤去
 - ※ 会場選定は県で行うが、申込及び料金の支払いは当該委託に含まれる。
 - ※ 会場設営はステージの設営及び撤去・控室その他必要な準備が想定される。
- ・ 写真撮影、録画撮影
- ・ 後述の「(3) 運営要領」に基づいて運営すること。

(イ) 街頭啓発用ノベルティの作成及び当日配布

- ※ 数量は 1,000 個程度を提案すること。
- ※ 当日、サンプリングスタッフへ配布を行うこと。（当該委託契約とは別に作

成したノベルティがある場合は、その配布も含む。)

※ サンプルングスタッフの確保は当該委託には含まれない。

(ウ) 動画（全体版及び短縮版）の作成

※ 配信は当該委託には含まない。

※ YouTube に掲載できる形式で作成すること。

※ Web 広告に使用する可能性があるため、必要な権利関係の調整（出演者の掲載許諾含む）も併せて実施すること。

(エ) その他運営、開催に必要な業務

(オ) 実績報告書及び収支精算書の作成

※ 実績報告書報告書については、委託業務の実施内容に加え「街頭啓発活動」の内容総括について記載し、成果物一式を添付すること。

(3) 運営要領

通行者や聴衆の安全に配慮すること。

①会場準備

- ・ 会場設営に際しては、各プログラムにふさわしいレイアウトや動線などを企画すること。
- ・ 会場との連絡調整を行うこと。
- ・ 必要な物品、機材等の作成、調整及び料金の支払い。

※ 会場に掲げる吊看板、立て看板、案内表示、装飾（ステージ花等）、音響機器、照明設備、映像機器、名札、インカム、出演者（講演会講師、パネリスト等）の飲料、開催に必要な物品のリストを予算の範囲内で提案し、福岡県と協議の上、準備を行い、支払いを行うこと。

なお、音響設備、照明設備について、「価格転嫁円滑化推進フォーラム」ではホールの設備を使用できる想定であるが、「街頭啓発活動」では調達が必要となる。

※ 「街頭啓発活動」のステージイベントではステージ、テント、バックパネル等の設備の準備・支払いも当該委託に含まれる。電源については会場内に設置してある電源を使用することを想定しており、電気料金は受注者負担（委託料に含む）。

- ・ 会場及び控え室の設営や撤去、配布資料の準備や片づけは、福岡県及び関係者と協議の上、協力して行うこと。
- ・ 会場の設営や利用については、会場管理者の使用規則に従うこととし、使用制限（区域や時間等）に留意すること。
- ・ 催物開催届出書等、会場の利用に必要な書類を作成し提出すること。
- ・ 道路使用許可申請等、実施に必要な各種手続（福岡県が申請主体となるべき場合は補助）を行うこと。特に街頭啓発活動において街頭でノベルティ配布を実施することも踏まえて手続きをすること。

②運営

- ・ 開催準備及び当日の運営に必要な一切の業務（イベントの進行、受付、場内整理、誘導等に要するスタッフの確保も含む。）を行うこと。

- ・ 運営マニュアル、進行表、シナリオ台本等の作成、印刷、データ（PDF）の納品を行うこと。
 - ・ 準備から開催までのスケジュール調整及び関係機関・出演者の選定とその連絡調整、進行管理、出演者のアテンド等、すべての運営業務を福岡県と協議の上行うこと。併せて必要かつ適切な人員配置を行うこと。
 - ・ 会場誘導、駐車場整理、受付、音響、開会後のステージセッティング、PPT設定や資料配布、講演やパネルディスカッションの補助等々、運営に要する必要かつ適切な人員配置を行うこと。
 - ・ 会場には、運営に要する人員を適切に配置すること。
- ③「価格転嫁円滑化フォーラム」の受付
- ・ 円滑な受付に努め、参加者実績を把握すること。

7 委託に係る著作権の取扱い

- （１）本業務により制作された成果物の著作権は福岡県に帰属する。
- （２）委託先事業者は納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、委託先事業者が負うものとする。
- （３）本業務により制作された成果物は福岡県 HP のほか、福岡県の YouTube チャンネル「福岡県庁動画資料館」、協定締結 13 団体が管理するサイトに掲載される可能性があるため、委託契約終了後も引き続き掲載を行えるよう、配信に関する権利関係の調整（出演者の掲載許諾含む）も併せて実施すること。（権利関係で配信期間が限られる場合、企画提案書に配信期限を明示すること。）

8 成果物の納期限

成果物	納期限
運営マニュアル、進行表、シナリオ台本	フォーラム等 2 週間前
申込者名簿（締切時点）	フォーラム 1 営業日前
街頭啓発用ノベルティ	街頭啓発活動当日 ※街頭啓発活動会場に納品
写真データ	フォーラム等翌営業日の午前 10 時
参加者名簿（申込者名簿に参加実績追記）	フォーラム 1 週間後
動画（短縮版）	フォーラム等終了後 8 営業日以内
「価格転嫁円滑化推進フォーラム」アンケート集計・分析結果	令和 8 年 1 月 31 日
動画（全体版）	令和 8 年 1 月 31 日

※納品前に原則 1 回以上校正の機会を設けること。